

証券コード 6 3 5 1

2021 年 6 月 8 日

株 主 各 位

大阪市鶴見区鶴見 4 丁目16番40号

株式 鶴見製作所

代表取締役社長 辻 本 治

第70回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市鶴見区鶴見 4 丁目16番40号
当社大阪本店 6階会議室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tsurumipump.co.jp/>）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ＞

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当社第70回定時株主総会における対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席される株主様におかれましては、当日までのご自身の体調にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

2. 当社の対応について

- ・感染予防の観点から、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
- ・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声をかけさせていただく場合がございますので、予めご了承お願い申し上げます。

3. ご来場される株主様へ

- ・ご来場の株主様におかれましては、受付前の検温、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・会場内においては、座席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tsurumipump.co.jp/>）にてお知らせいたします。

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の激化や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による様々な経済活動の停滞に伴い、企業業績や個人消費が悪化し、輸出・生産が急激に減少するなど極めて厳しい環境にあり、一時持ち直しの兆しがあったものの、後半において再び感染者数が増加し、国内外で感染拡大の収束が見通せない中、景気の先行きは引き続き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で当社グループは、中期3ヶ年経営計画「B A S E 1 0 0」の最終年度として、当社グループ製品が社会インフラ基盤に対して必要不可欠なものであるという責任を十分に踏まえた上で、万全な体制で供給し続けることができるよう努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、453億25百万円と前連結会計年度比0.6%の減収となりました。一方、営業利益は、コロナ禍における様々な活動の縮小及びWeb会議システムの活用等による経費削減効果により、55億49百万円と前連結会計年度比7.4%の増益となりました。

また、経常利益は、前連結会計年度に為替差損2億67百万円を計上しておりましたが、円安に伴い当連結会計年度において為替差益を2億52百万円計上したこと、有価証券運用益1億75百万円を計上したこと等により、64億4百万円と前連結会計年度比17.0%の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、当連結会計年度において特別利益に投資有価証券売却益1億6百万円、特別損失に係る会社出資金評価損7億43百万円を計上したこと、また、法人税等調整額△2億71百万円を計上したこと等により41億56百万円と前連結会計年度比5.2%の増益となりました。

<国内部門>

国内部門につきましては、建設機械市場におきまして、レンタル業界向けの電極式水中ポンプ及び一般工事排水用ポンプの売上が、また設備機器市場におきましても中・大型の設備用ポンプや官公庁関連向けの売上がいずれも堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から市場全般での買い控え傾向や設備投資の延期、抑制などの要因もあり、全体的に横ばいで推移しました。

これらの結果、売上高は、347億44百万円と前連結会計年度比0.5%の増収となりました。

<海外部門>

海外部門につきましては、全体的に新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き先行きが不透明な状況で推移しました。

北米市場におきましては、建設市場を中心としてインフラ需要は回復してきており、全般的に受注は増加傾向にありますが、各都市のロックダウン等の影響により需要の減少が見られました。

アジア市場におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ビル設備市場を中心としたインフラ物件の需要が低迷し、さらに中国において米中貿易摩擦の激化等の影響によりポンプ需要の減少傾向が見られました。

これらの結果、売上高は、105億81百万円と前連結会計年度比4.1%の減収となりました。

部門別売上高

区 分	金 額	構 成 比
国 内 部 門	34,744 百万円	76.7 %
海 外 部 門	10,581	23.3
合 計	45,325	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は14億84百万円であり、その主なものは、栃木県における物流／配送拠点の新築等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に12億円を長期借入金として調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行はワクチン接種の開始により収束に向かうかと思われましたが、変異株の感染が急拡大するなど一向に収束の兆しが見えない状況が続いており、少なくとも一定期間はこのような状況が続くものと予想しており、日本経済そして世界経済への多大な影響が懸念されます。

当社グループにおきましては、本年度よりスタートする新中期3ヶ年経営計画「NEXT100」(ネクスト ハンドレッド)のもと、施策を確実に実行し、当社グループ製品が社会インフラ基盤に対して必要不可欠なものであるという責任を十分に踏まえた上で万全な体制で供給し続けることができるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期	第68期	第69期	第70期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	40,347	43,461	45,604	45,325
経 常 利 益 (百万円)	4,703	5,734	5,475	6,404
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,248	4,013	3,952	4,156
1株当たり当期純利益(円)	129.76	160.29	157.84	166.00
総 資 産 (百万円)	68,699	72,160	76,939	81,487
純 資 産 (百万円)	56,642	59,405	62,010	66,874

(注)『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第68期の期首から適用しており、第67期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは水中ポンプを主力とした各種ポンプ、環境装置とその関連機器の製造、仕入及び販売（輸出入を含む）並びに賃貸を行っており、それに附帯する修理及びアフターサービス並びに機械器具設置工事業、土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、鋼構造物工事業、古物商、固定資産のリース業の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

(当社)

大阪本店 大阪市鶴見区
東京本社 東京都台東区
京都工場 京都府八幡市
米子工場 鳥取県米子市
ツルミ東日本ロジスティック 栃木県宇都宮市
北海道支店 札幌市東区
東北支店 仙台市若林区
東京支店 東京都台東区

北関東支店 群馬県高崎市
北陸支店 石川県金沢市
中部支店 名古屋市中村区
近畿支店 大阪市鶴見区
中国支店 広島市佐伯区
四国支店 香川県高松市
九州支店 福岡市博多区

(子会社及び関連会社)

株式会社ツルミテクノロジーサービス

株式会社テクノロジーサービス北條

TSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD.

TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.

TSURUMI (AMERICA), INC.

TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.

SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.

TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.

HANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD.

TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.

TSURUMI PUMP (THAILAND) CO., LTD.

TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD

TSURUMI PUMPS AFRICA (PTY) LTD

TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.

TSURUMI PUMP MIDDLE EAST FZCO

大阪府

栃木県

香港

シンガポール

アメリカ

台湾

中国

中国

中国

韓国

タイ

オーストラリア

南アフリカ

ベトナム

アラブ首長国連邦

(注) 株式会社北條モータースは、2020年10月1日付で株式会社テクノロジーサービス北條へ、H&E TSURUMI PUMP CO., LTD. は、2020年11月23日付でTSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD. へそれぞれ社名変更しております。

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,103名	28名増

(注) 従業員数は、嘱託、契約社員、パートを除いております。

(9) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ツルミテクノロジーサービス	82,000千円	100%	機械・事務用機器・車輛の賃貸
TSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD.	HK\$ 1,300,000	100	ポンプ及び関連商品の輸出入・販売及びレンタル
TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.	S\$ 1,000,000	100	同上
TSURUMI (AMERICA), INC.	US\$ 4,100,000	100	同上
TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.	NT\$48,000,000	98	ポンプの製造及び販売
SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.	US\$ 3,850,000	100	同上
TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.	US\$ 3,000,000	55	真空ポンプユニットの製造及び販売

(注) H&E TSURUMI PUMP CO., LTD. は、2020年11月23日付でTSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD. に社名変更しております。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	600百万円
株式会社三井住友銀行	1,500

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
(2) 発行済株式の総数 27,500,000株
(3) 株主数 2,723名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ツルミ共栄会	1,697 ^{千株}	6.78%
株式会社三井住友銀行	1,242	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,200	4.80
株式会社T'sコーポレーション	984	3.93
有限会社ツルミ興産	894	3.57
辻本晃利	820	3.28
株式会社三菱UFJ銀行	700	2.80
デンヨー株式会社	648	2.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	541	2.16
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	535	2.14

(注) 当社は自己株式2,461千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代表取締役社長	辻 本 治	
取締役副社長	芝 上 英 二	
常務取締役	西 村 武 幸	生産・技術部門統括
取締役執行役員	織 田 浩 典	国内営業部長
取締役執行役員	上 田 孝 徳	社長室長
取締役執行役員	鞠 山 正 継	国際営業部長
取締役（監査等委員）	掛 川 雅 仁	税理士
取締役（監査等委員）	田 中 祥 博	弁護士
取締役（監査等委員）	亀 井 徹 三	税理士
取締役（監査等委員）	松 本 浩 浩	公認会計士

- (注) 1. 取締役（監査等委員） 掛川雅仁氏、田中祥博氏、亀井徹三氏及び松本浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置するとともに、社外取締役（監査等委員）は重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員） 掛川雅仁氏及び亀井徹三氏は税理士、松本浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役（監査等委員） 掛川雅仁氏、田中祥博氏、亀井徹三氏及び松本浩氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2020年6月25日開催の第69回定時株主総会において、亀井徹三氏及び松本浩氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2020年6月25日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により鹿内茂行氏が取締役（監査等委員）を退任いたしました。

(2) 取締役の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する主な他の会社名	兼職の内容	摘 要
代表取締役社長	辻 本 治	TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.	取締役社長	同一事業
		TSURUMI (AMERICA), INC.	取締役社長	同一事業
		TSURUMI VACUUM ENGINEERING(SHANGHAI) CO., LTD.	取締役社長	同一事業
常務取締役	西村 武幸	TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.	取締役社長	同一事業
取 締 役	織田 浩典	株式会社ツルミテクノロジーサービス	代表取締役	
取 締 役	上田 孝徳	TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.	取締役社長	同一事業
取 締 役	鞠山 正継	TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD	取締役社長	同一事業
取締役（監査等委員）	掛川 雅仁	株式会社大阪真和ビジコン	代表取締役	

(3) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	127 (一)	52 (一)	61 (一)	— (一)	13 (一)	6 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33 (33)	31 (31)	2 (2)	— (一)	— (一)	5 (5)
合 計 （うち社外取締役）	161 (33)	83 (31)	64 (2)	— (一)	13 (一)	11 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、基本的に固定報酬（基本報酬及び業績連動報酬）である月額報酬のみで構成されております。取締役（監査等委員）の報酬等は、その役割や独立性を考慮し基本的に固定報酬である月額報酬（基本報酬）のみで構成されております。ただし、取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）である社外取締役に対して、業績が計画を上回り、従業員に対する業績連動賞与を支給する場合には、これに準じた割合で、固定報酬とは別に、取締役賞与を支給することがあります。
2. 上記基本報酬は、役位ごとに年額を定め毎月定額で現金支給しております。
3. 当社は、取締役会がその役割や責務を適切に遂行すべく実効性の確保と向上を図る上で、各取締役が果たすべき役割を最大限発揮することを目的に基本報酬と業績連動報酬等からなる報酬体系を設けております。上記業績連動報酬は、役位別に定める基準額に対し、評価指標（連結数値を含む前期業績や重要な課題実行計画）の計画達成率ごとに設定した役位係数を乗じた額を毎月定額で現金支給しております。なお、上記業績連動報酬等には、従業員に対する業績連動賞与に準じた割合で支給した取締役賞与の金額、それぞれ取締役（監査等委員を除く）21百万円、取締役（監査等委員）2百万円（うち社外取締役2百万円）を含めております。
4. 業績連動報酬に係る評価指標の基準値及び実績
- 2020年度基準値 連結売上高 45,000百万円、連結営業利益 5,000百万円
- 2020年度実績 連結売上高 45,604百万円、連結営業利益 5,166百万円
5. 役員退職慰労金は業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等であり、業績貢献を考慮して算定し、当期の繰入額13百万円（取締役（監査等委員を除く））を引当計上しております。

② 取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月29日開催の定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）の取締役報酬額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役年額20百万円以内）、取締役（監査等委員）の取締役報酬額は年額60百万円以内と決議されております。なお、当該決議がされた時点において対象となる取締役の員数は9名であり、その内訳は取締役（監査等委員を除く）6名、取締役（監査等委員）3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、委員の半数以上が独立社外取締役に構成される指名・報酬審議委員会、業績・経営内容・経済情勢及び各管掌業務の遂行結果等を考慮した上で、各取締役の個人別の報酬等の具体的内容を審議し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会で決定することを方針としております。当該方針により、指名・報酬審議委員会において、個人別の役割や職責等に基づき報酬額を審議し、取締役会の決議を経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先の関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取締役(監査等委員)	掛川 雅仁	株 式 会 社 大 阪 真 和 ビ ジ コ ン 代表取締役

(注) 重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役(監査等委員)	掛川 雅仁	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には11回全てに出席し、税理士としての専門的見地からご指導をいただきました。また、当事業年度より適用となる監査上の主要な検討事項 (KAM) に関する協議を、会計監査人や執行部との間で開催 (5回) し、活発な意見交換を行ったほか、改正会社法に関する討議等を実施しております。
取締役(監査等委員)	田中 祥博	当期において開催された取締役会には12回全てに、監査等委員会には11回全てに出席し、弁護士としての専門的見地からご指導をいただきました。また、当事業年度より適用となる監査上の主要な検討事項 (KAM) に関する協議を、会計監査人や執行部との間で開催 (5回) し、活発な意見交換を行ったほか、改正会社法に関する討議等を実施しております。
取締役(監査等委員)	亀井 徹三	2020年6月25日に取締役(監査等委員)に就任以降、当期において開催された取締役会には10回全てに、監査等委員会には8回全てに出席し、税理士としての専門的見地からご指導をいただきました。また、当事業年度より適用となる監査上の主要な検討事項 (KAM) に関する協議を、会計監査人や執行部との間で開催 (5回) し、活発な意見交換を行ったほか、改正会社法に関する討議等を実施しております。
取締役(監査等委員)	松本 浩	2020年6月25日に取締役(監査等委員)に就任以降、当期において開催された取締役会には10回全てに、監査等委員会には8回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からご指導をいただきました。また、当事業年度より適用となる監査上の主要な検討事項 (KAM) に関する協議を、会計監査人や執行部との間で開催 (5回) し、活発な意見交換を行ったほか、改正会社法に関する討議等を実施しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 30百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画における監査時間及び監査内容、過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の見積りの妥当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適切な職務の遂行が困難であると判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令、定款、企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その周知及び遵守の徹底を図る体制を構築する。

b. 当社グループは、コンプライアンス担当役員及び内部統制のための推進組織を設置すると共に、リスク管理体制、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

c. 取締役会が取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、取締役は、業務執行状況を取締役会の報告基準に従い取締役会に報告すると共に、他の取締役及び執行役員の職務執行内容を相互に監視、監督する。

d. 監査基準及び監査計画に基づき、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査する。

- e. 当社グループの事業活動または取締役、執行役員及び使用人に法令・定款違反の疑義のある行為等を発見した場合の通報・相談窓口を設置する。
 - f. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、関連法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を整える。
 - g. 暴力団排除条例に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を遮断すると共に、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に基づき、適切な保存・管理を行い、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループは、「リスク管理基本規程」に基づき、リスクを適切に把握し、管理する体制を整備する。
 - b. 当社グループは、「危機管理基本規程」に基づき、危機発生時における基本方針、体制、情報伝達方法等を定め、危機の早期收拾、損害の拡大防止を図る。
 - c. その他リスク管理に関する規程及び運用等を定期的に見直し、整備する。
 - d. 当社内部監査部門は、独立した立場から各部門のリスク管理の状況を監査する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社グループの経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される短期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
 - b. 業務の的確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を導入し、取締役会において執行役員の選任とその執行すべき業務の範囲を定めて、当該業務の執行を委任する。また、取締役及び執行役員の職務権限及び担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
 - c. 取締役会及び執行役員会は原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社グループ各社の独立性を尊重しつつ、グループ各社における業務の適正を確保するための体制の整備、また、コンプライアンスの周知、徹底及び推進のための教育・研修等について指導及び支援を行う。
 - b. 「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の経営管理については、一定事項について当社に報告を求めることにより管理を行う。
 - c. 当社内部監査部門は、必要に応じ国内・海外のグループ各社の監査をする。
 - d. 監査等委員会はその職務を行うため必要があるときは、国内・海外のグループ各社の調査を行う。
 - e. 当社グループの経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- a. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任し、配置する。
 - b. 前項の具体的な内容については、監査等委員会の意見を徴収し、人事部門その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - b. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その補助する当該監査業務の範囲内においては、監査等委員会に帰属するものとし、取締役及び他の使用人は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対して、指揮命令権限を有しないものとする。
 - c. 当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - b. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為、また、経営に重大な影響を与える不測の事態が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときには、速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の遂行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用するための費用の支出を求めた場合、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長は、監査等委員と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
 - b. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

取締役及び執行役員の指名及び報酬の決定に関する透明性を担保するために、取締役会の任意の諮問機関として、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬審議委員会を設置しております。

当期において、取締役会を12回開催し、経営方針・戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況を監督しております。

② 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は4名の独立社外取締役で構成されており、その職務を補佐するため監査等委員会事務局を設置しております。

当期において、監査等委員会を11回開催しました。

監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画並びに監査等委員会監査等基準に基づき、各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

③ 内部監査の実施

内部監査室は、内部監査計画及び「監査規程」に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施し、各部門における法令や規程類の遵守状況及び業務の標準化・効率化等をチェックしております。

また、監査の結果は、代表取締役に報告すると共に、監査等委員会にも報告しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針及び「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進及びモニタリング等を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する配当に関しまして、長期的な視野に立った積極的な事業展開に備えたキャッシュ・フローを確保しつつ、安定的に実施することを基本と考えております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	49,010	流 動 負 債	12,109
現金及び預金	15,707	買 掛 金	6,519
受取手形及び売掛金	18,505	1年内返済予定の長期借入金	300
有 価 証 券	1,308	1年内償還予定の社債	700
た な 卸 資 産	10,495	未 払 法 人 税 等	1,164
そ の 他	3,034	賞 与 引 当 金	953
貸 倒 引 当 金	△40	そ の 他	2,472
固 定 資 産	32,477	固 定 負 債	2,502
有形固定資産	14,415	長 期 借 入 金	1,800
建物及び構築物	4,473	繰 延 税 金 負 債	159
機械装置及び運搬具	748	役員退職慰労引当金	195
工具器具及び備品	339	退職給付に係る負債	140
土 地	8,189	そ の 他	207
リ ー ス 資 産	59	負 債 合 計	14,612
建 設 仮 勘 定	604	(純資産の部)	
無形固定資産	1,435	株 主 資 本	63,012
投資その他の資産	16,626	資 本 金	5,188
投資有価証券	14,368	資本剰余金	7,810
退職給付に係る資産	46	利益剰余金	52,133
繰 延 税 金 資 産	534	自 己 株 式	△2,119
そ の 他	1,833	その他の包括利益累計額	2,968
貸 倒 引 当 金	△2	その他有価証券評価差額金	2,078
投資損失引当金	△154	為替換算調整勘定	834
		退職給付に係る調整累計額	54
		非支配株主持分	894
資 産 合 計	81,487	純 資 産 合 計	66,874
		負債・純資産合計	81,487

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,325
売上原価	30,225
売上総利益	15,100
販売費及び一般管理費	9,551
営業利益	5,549
営業外収益	
受取利息	256
受取配当金	199
有価証券運用益	175
為替差益	252
雑収入	177
	1,061
営業外費用	
支払利息	22
雑損失	184
	206
経常利益	6,404
特別利益	
投資有価証券売却益	106
	106
特別損失	
関係会社出資金評価損	743
	743
税金等調整前当期純利益	5,768
法人税、住民税及び事業税	1,818
法人税等調整額	△271
当期純利益	4,221
非支配株主に帰属する当期純利益	65
親会社株主に帰属する当期純利益	4,156

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,188	7,810	48,828	△2,119	59,707
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△851		△851
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,156		4,156
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,304	—	3,304
当 期 末 残 高	5,188	7,810	52,133	△2,119	63,012

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,329	290	△179	1,440	862	62,010
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△851
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						4,156
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	748	544	234	1,527	31	1,559
当 期 変 動 額 合 計	748	544	234	1,527	31	4,864
当 期 末 残 高	2,078	834	54	2,968	894	66,874

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7 社

連結子会社の名称

株式会社ツルミテクノロジサービス

TSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD.

TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.

TSURUMI (AMERICA), INC.

TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.

SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.

TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.

(注) H&E TSURUMI PUMP CO., LTD. は、2020年11月23日付でTSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD. に社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.

TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.

TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.

HANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD. 及びTSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD. の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差が3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、一部の複合金融商品については、組込デリバティブを区分して測定することができないため、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

受注生産品は個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、その他は移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社等への投資に対する損失に備えるため、その財政状態を勘案して計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の条件を満たす場合は、特例処理を行っております。

通貨スワップについては、振当処理の条件を満たす場合は、振当処理を行っております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

通貨スワップ取引

為替予約取引

ヘッジ対象

金利及び為替の相場変動による損失の可能性がある資産又は負債

c ヘッジ方針

当社（グループ）の社内規程に基づき、外貨建債権債務等に係る為替相場の変動リスク及び債券等の金利変動リスクを回避するため、ヘッジ取引を実施しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による按分額をそれぞれ発生年度より費用処理しております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（会計上の見積り）

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社出資金の評価

（1）当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

計画当初より、投資回収は長期に亘り得るとの想定の下、非連結子会社であるTSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD. ならびに持分法非適用関連会社であるHANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD. への投資を進めてまいりましたが、当連結会計年度において、この2つの関係会社出資金の減損処理の要否について検討を行いました。検討の結果、当該関係会社出資金の実質価額の著しい低下が認められたことにより減損処理を行い、それぞれ関係会社出資金評価損491百万円、同251百万円（計743百万円）を特別損失として計上いたしました。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社出資金に実質価額の著しい低下がある場合には、当該出資金の実質価額を算定して減損の要否を判定します。実質価額は関係会社の資産等の時価評価による評価差額を反映した純資産を基に算定します。判定の結果、関係会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下していると認められ、その回復可能性が十分な証拠により認められない場合には、帳簿価額を実質価額まで減額し、減少額を関係会社出資金評価損として計上します。

今後、当該関係会社の業績の悪化や資産の評価差額の発生等が、当該出資金の実質価額に影響を与えることが考えられることから、当該関係会社出資金の減損後の帳簿価額には不確実性を伴います。

当社の非連結子会社であるTSURUMI PUMP VIET NAM CO.,LTD.は、ベトナムでの水中ポンプ及び関連部品等の製造・販売事業を行う会社として設立し、現状は事業立上げの段階にありますが、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で事業計画に遅れが生じたことから、一時的に損失が積み上がった結果、同社出資金の実質価額が著しく低下したため、減損処理を行いました。当社は、BCP対策の観点も鑑みた上で、同社をベトナムを含むASEAN諸国及び周辺の新興国での供給拠点とする方針であり、社内で承認された将来の事業計画では、同社で製造する水中ポンプ及び関連部品等の需要が拡大すると見込んでおります。翌連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を含め、将来の不確実な経済状況の変動により、需要予測がはずれ、事業計画の見直しが必要になった場合には、減損処理を行う可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、ワクチン接種の開始により収束に向かうかと思われましたが、変異株の感染が急拡大するなど一向に収束の兆しが見えない状況が続いております。当社グループは、このような状況が少なくとも一定期間続くものと仮定した会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化した場合、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績の状況に影響が及ぶ可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,838百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 6百万円

(連結損益計算書に関する注記)

関係会社出資金評価損

TSURUMI PUMP VIET NAM CO.,LTD. 及び HANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO.,LTD.
への出資金の実質価額の低下に伴う減損処理を行い、743百万円を関係会社出資金評価損として特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 27,500,000株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	500	20	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月9日 取締役会	普通株式	350	14	2020年9月30日	2020年12月10日
計		851			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総 額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	550	22	2021年3月31日	2021年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については比較的安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については社債及び銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金は、債権管理規程に基づき、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び株式であり、毎月、銘柄ごとの時価を把握すると共に、有価証券運用規程に基づき定例取締役会に報告する体制としており、リスクの低減を図っております。

買掛金は、ほとんどが一年以内の支払期日であり、社債及び長期借入金については、設備投資資金及び運転資金に充てるものであります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、借入金の為替変動リスク及び支払金利の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引、債券等の将来の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をそれぞれ利用しております。また、デリバティブ取引の実行・管理は、取引権限及び取引限度額を定めた社内規程に従い、資金担当部門が決裁当事者の承認を得て行っており、毎月、定例取締役会に報告する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	15,707	15,707	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,505	18,505	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	14,592	14,592	—
資産計	48,805	48,805	—
(1) 買掛金	6,519	6,519	—
(2) 1年内償還予定の社債	700	702	2
(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,100	2,108	8
負債計	9,319	9,330	11

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらはおおむね短期間で決済され時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内償還予定の社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,084百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,635円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 166円00銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	37,685	流 動 負 債	11,187
現金及び預金	8,575	買 掛 金	6,420
受 取 手 形	4,783	1年内返済予定の長期借入金	300
売 掛 金	14,039	1年内償還予定の社債	700
有 価 証 券	156	未 払 金	326
商 品	658	未 払 費 用	954
製 品	2,415	未 払 法 人 税 等	1,019
半 製 品	1,550	賞 与 引 当 金	953
仕 掛 品	848	そ の 他	512
原材料及び貯蔵品	1,615		
その他の他	3,061	固 定 負 債	3,331
貸倒引当金	△18	長 期 借 入 金	2,741
固 定 資 産	29,190	退 職 給 付 引 当 金	172
有形固定資産	11,303	役員退職慰労引当金	195
建物	2,669	そ の 他	222
構築物	207	負 債 合 計	14,519
機械装置	500	(純資産の部)	
車両運搬具	3	株 主 資 本	50,575
工具器具及び備品	251	資 本 金	5,188
土地	6,998	資 本 剰 余 金	7,810
リース資産	79	資 本 準 備 金	7,810
建設仮勘定	593	利 益 剰 余 金	39,696
無形固定資産	671	利 益 準 備 金	992
ソフトウェア	621	その他利益剰余金	38,703
その他の他	50	固定資産圧縮積立金	156
投資その他の資産	17,215	別 途 積 立 金	31,800
投資有価証券	12,444	繰越利益剰余金	6,746
関係会社株式	2,334	自 己 株 式	△2,119
関係会社出資金	1,687		
長期貸付金	599	評価・換算差額等	1,780
繰延税金資産	215	その他有価証券評価差額金	1,780
その他の他	88	純 資 産 合 計	52,356
貸倒引当金	△0		
投資損失引当金	△154	負債・純資産合計	66,875
資 産 合 計	66,875		

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,325
売上原価	28,763
売上総利益	11,561
販売費及び一般管理費	7,576
営業利益	3,984
営業外収益	
受取利息	240
受取配当金	203
有価証券運用益	175
為替差益	310
雑収入	158
	1,088
営業外費用	
支払利息	47
雑損	167
	215
経常利益	4,857
特別利益	
投資有価証券売却益	106
	106
特別損失	
関係会社出資金評価損	743
	743
税引前当期純利益	4,221
法人税、住民税及び事業税	1,431
法人税等調整額	△270
当期純利益	3,060

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,188	7,810	7,810
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			
別 途 積 立 金 の 積 立			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	5,188	7,810	7,810

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	992	158	29,800	6,535	37,486
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立		14		△14	—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△16		16	—
別 途 積 立 金 の 積 立			2,000	△2,000	—
剰 余 金 の 配 当				△851	△851
当 期 純 利 益				3,060	3,060
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△2	2,000	211	2,209
当 期 末 残 高	992	156	31,800	6,746	39,696

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,119	48,366	1,167	1,167	49,533
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立		—			—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
別 途 積 立 金 の 積 立		—			—
剰 余 金 の 配 当		△851			△851
当 期 純 利 益		3,060			3,060
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			613	613	613
当 期 変 動 額 合 計	—	2,209	613	613	2,822
当 期 末 残 高	△2,119	50,575	1,780	1,780	52,356

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、一部の複合金融商品については、組込デリバティブを区分して測定することができないため、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

受注生産品は個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、その他は移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に対する損失に備えるため、その財政状態を勘案して計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による按分額をそれぞれ発生年度より費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の条件を満たす場合は、特例処理を行っております。

通貨スワップについては、振当処理の条件を満たす場合は、振当処理を行っております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

金利スワップ取引
通貨スワップ取引
為替予約取引

b ヘッジ対象

金利及び為替の相場変動による損失の可能性のある資産又は負債

③ ヘッジ方針

当社の社内規程に基づき、外貨建債権債務等に係る為替相場の変動リスク及び債券等の金利変動リスクを回避するため、ヘッジ取引を実施しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当期の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社出資金の評価

(1) 当期に係る計算書類に計上した金額

計画当初より、投資回収は長期に亘り得るとの想定の下、非連結子会社であるTSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD. ならびに持分法非適用関連会社であるHANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD. への投資を進めてまいりましたが、当期において、この2つの関係会社出資金の減損処理の可否について検討を行いました。検討の結果、当該関係会社出資金の実質価額の著しい低下が認められたことにより減損処理を行い、それぞれ関係会社出資金評価損491百万円、同251百万円(計743百万円)を特別損失として計上いたしました。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社出資金に実質価額の著しい低下がある場合には、当該出資金の実質価額を算定して減損の要否を判定します。実質価額は関係会社の資産等の時価評価による評価差額を反映した純資産を基に算定します。判定の結果、関係会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下していると認められ、その回復可能性が十分な証拠により認められない場合には、帳簿価額を実質価額まで減額し、減少額を関係会社出資金評価損として計上します。

今後、当該関係会社の業績の悪化や資産の評価差額の発生等が、当該出資金の実質価額に影響を与えることが考えられることから、当該関係会社出資金の減損後の帳簿価額には不確実性を伴います。

当社の非連結子会社であるTSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD. は、ベトナムでの水中ポンプ及び関連部品等の製造・販売事業を行う会社として設立し、現状は事業立上げの段階にありますが、当期においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で事業計画に遅れが生じたことから、一時的に損失が積み上がった結果、同社出資金の実質価額が著しく低下したため、減損処理を行いました。当社は、BCP対策の観点も鑑みた上で、同社をベトナムを含むASEAN諸国及び周辺の新興国での供給拠点とする方針であり、社内で承認された将来の事業計画では、同社で製造する水中ポンプ及び関連部品等の需要が拡大すると見込んでおります。翌期においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を含め、将来の不確実な経済状況の変動により、需要予測がはずれ、事業計画の見直しが必要になった場合には、減損処理を行う可能性があり、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、ワクチン接種の開始により収束に向かうかと思われましたが、変異株の感染が急拡大するなど一向に収束の兆しが見えない状況が続いております。当社は、このような状況が少なくとも一定期間続くものと仮定した会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化した場合、翌期以降の当社の財政状態及び経営成績の状況に影響が及ぶ可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,150百万円
2. 受取手形裏書譲渡高	6百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	5,953百万円
関係会社に対する長期金銭債権	600百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,063百万円
関係会社に対する長期金銭債務	961百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引高	
売上高	6,853百万円
仕入高	6,298百万円
その他	109百万円
営業取引以外の取引高	183百万円

2. 関係会社出資金評価損

TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD. 及びHANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD. への出資金の実質価額の低下に伴う減損処理を行い、743百万円を関係会社出資金評価損として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,461,871株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、関係会社出資金評価損の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	TSURUMI (AMERICA), INC.	所有直接 100	当 社 製 品 の 販 売	ポンプの 販売(注)2	3,849	売 掛 金	1,674
	TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.	所有直接 100	当 社 製 品 の 販売及び同社 製 品 の 購 入	資 金 の 貸付(注)3	2,195	その他(流動資産) 長期貸付金	2,398 479

(注) 1. 取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 貸付金の金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1 株 当 た り 純 資 産 額 2,091円06銭

2. 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 122円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 鶴見製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 清水和也 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本恵二 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鶴見製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鶴見製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 鶴見製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 清水和也 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本恵二 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鶴見製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の当会社における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及び同号ハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの推進体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、意見を表明するなど、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度に係る監査の方針、監査計画を定め、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、情報の取集及び監査の環境の更なる整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、インターネット経由によるweb会議システムの活用も含め取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当会社の取締役会等において定期的に事業及び管理状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 上記に加えて、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けされた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、即ち、会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況については報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、第70期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討を加え、かつ、会計監査人の監査の方法及び結果について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 第70期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する体制及び運用状況は、事業報告の記載内容のとおりであり、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社 鶴見製作所 監査等委員会

監査等委員長 掛川 雅 仁 (印)

監査等委員 田 中 祥 博 (印)

監査等委員 亀 井 徹 三 (印)

監査等委員 松 本 浩 (印)

(注) 監査等委員 掛川 雅仁、田中 祥博、亀井 徹三及び松本 浩の4氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第70期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、550,838,838円となります。

(注) 中間配当(1株につき14円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき36円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	2,000,000,000円
-------	----------------

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
1	つじ もと おさむ 辻 本 治 (1957年10月24日生) (再 任)	1980年3月 当社入社 1988年12月 当社取締役経理本部経営管理部長 1990年12月 当社常務取締役営業本部長兼経営企画 室長 1992年6月 当社専務取締役営業本部長 1993年6月 当社取締役副社長兼営業本部長 1997年5月 当社取締役副社長兼開発部門統括 1998年6月 当社代表取締役社長（現任） 2006年2月 TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD. 取 締 役社長（現任） 2006年3月 TSURUMI (AMERICA), INC. 取締役社長 （現任） 2008年3月 TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD. 取締役社長（現任）	209,313株
【取締役候補者とした理由】 辻本 治氏は、当社の代表取締役として長年にわたり強いリーダーシップを発揮し経営を担ってきており、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	しば がみ えい じ 芝 上 英 二 (1954年3月15日生) (再 任)	1976年3月 当社入社 1990年10月 当社中部支店次長 1998年4月 当社北陸支店長 2002年4月 当社社長室長 2005年6月 当社取締役社長室長 2010年6月 当社常務取締役社長室長 2011年6月 当社取締役常務執行役員社長室長 2014年4月 当社取締役専務執行役員管理部門統括 兼社長室長 2015年4月 当社専務取締役 2017年4月 当社取締役副社長（現任）	9,611株
【取締役候補者とした理由】 芝上英二氏は、長年にわたり営業部門や管理部門における重要な職務に携わり、社長を適切に補佐し、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
3	にしむら たけ ゆき 西村武幸 (1960年3月13日生) (再 任)	1982年3月 当社入社 2008年4月 当社営業推進部次長 2010年4月 当社社長室戦略グループ次長 2013年4月 当社執行役員京工場設計部長 2014年4月 当社執行役員京都工場副工場長兼設計部長 2014年6月 当社取締役執行役員京都工場副工場長兼設計部長 2016年10月 当社取締役執行役員生産・技術部門統括 2017年2月 TSURUMI PUMP VIET NAM CO.,LTD. 取締役社長 (現任) 2017年4月 当社常務取締役生産・技術部門統括 (現任)	5,610株
【取締役候補者とした理由】 西村武幸氏は、長年にわたり営業部門、マーケティング部門及び生産技術部門における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	おり た ひろ のり 織田浩典 (1962年1月24日生) (再 任)	1984年3月 当社入社 2005年4月 当社四国支店長 2012年4月 当社国内営業部副部長 2013年4月 当社執行役員国内営業部長 2014年6月 当社取締役執行役員国内営業部長 (現任) 2017年7月 株式会社ツルミテクノロジサービス代表取締役 (現任)	9,687株
【取締役候補者とした理由】 織田浩典氏は、長年にわたり営業部門、特に国内市場における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	うえ だ たか のり 上田孝徳 (1960年3月13日生) (再 任)	1984年3月 当社入社 2006年4月 当社米子工場管理部次長 2011年10月 TSURUMI PUMP TAIWAN CO.,LTD. 副総経理 2013年10月 当社社長室戦略グループ長 2014年4月 当社執行役員社長室戦略グループ部長 2015年4月 当社執行役員社長室長 2015年6月 当社取締役執行役員社長室長 (現任) 2016年2月 TSURUMI PUMP KOREA CO.,LTD. 取締役社長 (現任)	7,041株
【取締役候補者とした理由】 上田孝徳氏は、長年にわたり海外工場を含む生産部門や管理部門における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
6	まり やま まさ つぐ 鞠 山 正 継 (1960年3月18日生) (再 任)	1983年3月 当社入社 1994年4月 TSURUMI (AMERICA) , INC. 所長 2009年4月 当社国際営業部次長 2012年4月 当社国際営業部副部長 2013年4月 当社執行役員国際営業部長 2016年6月 当社取締役執行役員国際営業部長 (現任) 2019年9月 TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD 取締役社 長 (現任)	3,459株
	【取締役候補者とした理由】 鞠山正継氏は、長年にわたり海外子会社の責任者を含む海外営業部門における重要な職務に携わり、その実績や豊富な経験及び経営全般に関する見識等を有しており、その見識等が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損失は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に就任した場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

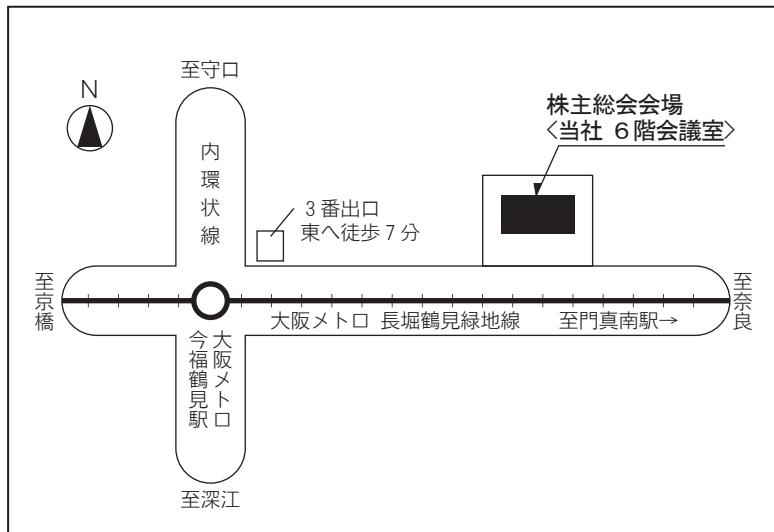
[illegible]

〈メ 毛 欄〉

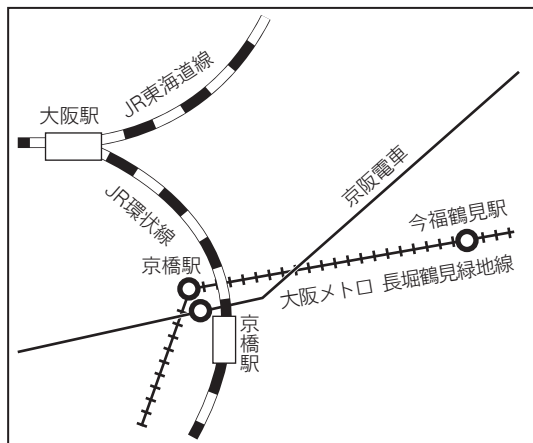
[illegible]

株主総会会場 ご案内略図

(当社大阪本店 6 階会議室)
大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 16 番 40 号



- 大阪メトロ
長堀鶴見緑地線をご利用の方は、
今福鶴見駅で下車
していただき、
3 番出口より
お越しください。



新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。